

○内閣府告示第二十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成二十九年十二月

二十六日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成三十年一月三十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 北海道余市郡仁木町
- 二 構造改革特別区域の名称 NIKIワイン特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 北海道余市郡仁木町の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 特定農業者による特定酒類の製造事業（七〇七（七〇八））、特産酒類の製造事業（七〇九（七一〇、七一一））

○内閣府告示第二十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成二十九年十二月

二十六日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成三十年一月三十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 秋田市
- 二 構造改革特別区域の名称 秋田市「農家のパーテイ」どぶろく特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 秋田市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 特定農業者による特定酒類の製造事業（七〇七（七〇八））

○内閣府告示第二十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成二十九年十二月

二十六日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成三十年一月三十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 つくば市
- 二 構造改革特別区域の名称 つくばワイン・フルーツ酒特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 つくば市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 特産酒類の製造事業（七〇九（七一〇、七一一））

○内閣府告示第二十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成二十九年十二月

二十六日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成三十年一月三十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 栃木県那須郡那須町
- 二 構造改革特別区域の名称 那須町どぶろく・ワイン特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 栃木県那須郡那須町の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 特定農業者による特定酒類の製造事業（七〇七（七〇八））、特産酒類の製造事業（七〇九（七一〇、七一一））

○内閣府告示第二十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成二十九年十二月

二十六日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成三十年一月三十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 東京都青ヶ島村

二 構造改革特別区域の名称 青酎特区

三 構造改革特別区域の範囲 東京都青ヶ島村の全域

四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本

方針別表第一に定めるところによる。） 特産酒類の製造事業（七〇九（七一〇、七一一））

○内閣府告示第二十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成二十九年十二月

二十六日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成三十年一月三十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 飯田市
- 二 構造改革特別区域の名称 南信州飯田果実酒特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 飯田市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 特産酒類の製造事業（七〇九（七一〇、七一一））

○内閣府告示第二十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成二十九年十二月

二十六日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成三十年一月三十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 飯山市
- 二 構造改革特別区域の名称 北信州いやま どぶろく特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 飯山市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 特定農業者による特定酒類の製造事業（七〇七（七〇八））

○内閣府告示第二十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成二十九年十二月

二十六日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成三十年一月三十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 三島市
- 二 構造改革特別区域の名称 箱根西麓・三島焼酎特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 三島市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 特産酒類の製造事業（七〇九（七一〇、七一一））



○内閣府告示第三十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成二十九年十二月

二十六日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成三十年一月三十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 御殿場市
- 二 構造改革特別区域の名称 六次産業化を核とした観光特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 御殿場市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 特定農業者による特定酒類の製造事業（七〇七（七〇八））

○内閣府告示第三十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成二十九年十二月

二十六日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成三十年一月三十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 碧南市
- 二 構造改革特別区域の名称 醸造のまち碧南 焼酎特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 碧南市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 特産酒類の製造事業（七〇九（七一〇、七一一））

○内閣府告示第三十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成二十九年十二月

二十六日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成三十年一月三十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 蒲郡市
- 二 構造改革特別区域の名称 蒲郡市にここに給食特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 蒲郡市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（九二〇）

○内閣府告示第三十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成二十九年十二月

二十六日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成三十年一月三十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 倉吉市並びに鳥取県東伯郡湯梨浜町及び北栄町
- 二 構造改革特別区域の名称 倉吉・湯梨浜・北栄ワイン特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 倉吉市並びに鳥取県東伯郡湯梨浜町及び北栄町の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 特産酒類の製造事業（七〇九（七一〇、七一一））

○内閣府告示第三十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成二十九年十二月

二十六日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成三十年一月三十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 廿日市市
- 二 構造改革特別区域の名称 はつかいちワイン特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 廿日市市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 特定農業者による特定酒類の製造事業（七〇七（七〇八））

○内閣府告示第三十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成二十九年十二月

二十六日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成三十年一月三十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 高知県安芸郡奈半利町
- 二 構造改革特別区域の名称 奈半利町どぶろく特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 高知県安芸郡奈半利町の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 特定農業者による特定酒類の製造事業（七〇七（七〇八））

○内閣府告示第三十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成二十九年十二月

二十六日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成三十年一月三十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 嘉麻市
- 二 構造改革特別区域の名称 嘉麻市フルーツリキュール特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 嘉麻市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 特産酒類の製造事業（七〇九（七一〇、七一一））

○内閣府告示第三十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成二十九年十二月

二十六日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成三十年一月三十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 五島市
- 二 構造改革特別区域の名称 椿の島・五島市どぶろく特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 五島市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 特定農業者による特定酒類の製造事業（七〇七（七〇八））



○内閣府告示第三十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成二十九年十二月

二十六日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成三十年一月三十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 鹿児島県鹿児島郡三島村
- 二 構造改革特別区域の名称 みしま村芋焼酎特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 鹿児島県鹿児島郡三島村の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 特産酒類の製造事業（七〇九（七一〇、七一一））